

## 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

平成23年3月14日  
物価担当官会議申合せ

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取り扱うこととする。

なお、昭和47年7月20日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

## 記

- 重要な公共料金等（別紙1に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
- 上記以外の公共料金等（別紙2に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
- その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
- ただし、1.及び2.のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
- 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
- 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

## 別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧附いた項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4.に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限 ① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。） ② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物 (2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更 (3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更
財務省	(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）
文部科学省	(1) 国立学校授業料の額の標準
厚生労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）
国土交通省	(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州） ② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄） ③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄 (2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル） ② 6大都市の公営事業者 (3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

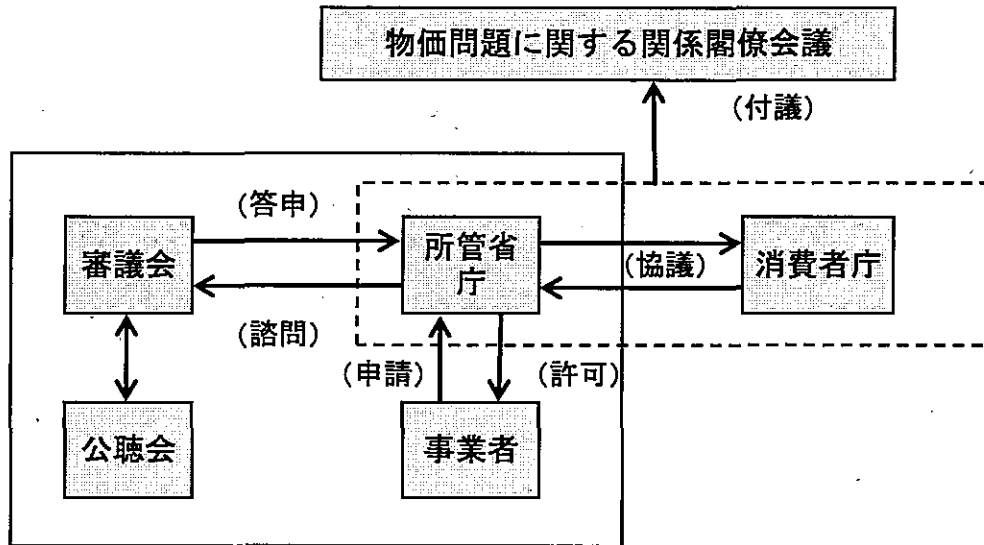
【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4.に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
警察庁	(1) 運転免許手数料の額の標準（試験手数料、交付手数料、更新手数料及び更新時講習手数料）
金融庁	(1) 自動車損害賠償責任保険料
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) 国内電報に関する基本的な料金（通常電報料） (3) 電波利用料
法務省	(1) 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿の謄抄本等の交付等の請求に関する以下の手数料 ① 登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本 ② 登記識別情報に関する証明書 ③ 地図等及び土地所在図等の全部又は一部の写し ④ 印鑑の証明書 ⑤ 建造中の船舶の登記がないことの証明 ⑥ 登記簿又はその付属書類の閲覧 ⑦ 本支店一括登記 (2) 戸籍手数料の額の標準
外務省	(1) 旅券手数料（都道府県が徴収できる手数料の額の標準を含む。）
財務省	(1) 製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が1%を超え50%以下の場合に限る。） (2) 製造たばこの最高販売価格 （価格の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が25%を超える場合に限る。）
文部科学省	(1) 国立学校入学料の額の標準 (2) 国立学校検定料の額の標準 (3) 検定教科書の定価
厚生労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。）
農林水産省	(1) 指定食肉（牛肉、豚肉）の安定上位価格及び安定基準価格
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち沖縄電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者の供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）

所管	公共料金等の種類
国土交通省	(1) 別紙1の(1)に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） (2) 保有客車数150両以上（公営事業者及び三大都市圏に路線を有する民営事業者については、保有客車数90両以上）の鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ※ 保有客車数は、換算車両数（定員145人を1両）とする。 (3) 新幹線鉄道に係る特別急行料金の上限 (4) 別紙1の(2)に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） (5) 保有車両数400台以上（公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者については、保有車両数200台以上）の一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） (6) 人口50万人以上の都市に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。） (7) トラック運送事業（一般貨物自動車運送事業）における特定地域の標準運賃 (8) 指定区間における旅客船事業（一般旅客定期航路事業）の運賃の上限で、以下に掲げるもの ① 主に旅客運送を行う者で使用する船舶が10,000t以上のもの ② 主に自動車航送を行う者で使用する船舶が50,000t以上のもの (9) 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路の通行料金（割引制度に係るものを除く。）並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る高速自動車国道を除く高速道路の通行料金のうち重要なもの（割引制度に係るものを除く。）

# 公共料金の改定手続き

## ○改定手続きの基本的な流れ



## 閣僚会議の開催について

平成 5 年 8 月 24 日  
閣 議 口 頭 了 解  
平成 10 年 12 月 15 日一部改正  
平成 12 年 12 月 26 日一部改正  
平成 18 年 4 月 28 日一部改正  
平成 21 年 8 月 25 日一部改正  
平成 21 年 11 月 17 日一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

### 物価問題に関する関係閣僚会議

（以下略）

（別紙）

#### 第 1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

「物価問題に関する関係閣僚会議」の開催実績

年月日	案 件
H 6. 3. 15	社会保険診療報酬の改定
4. 8	○公共料金の取扱いに関する基本方針について
7. 26	○公共料金に係る事業の総点検について
8. 5	社会保険診療報酬の改定、中小企業に係る公共料金の改定
9. 20	○高速自動車国道料金の改定
11. 29	中小企業に係る公共料金の改定
12. 6	火災保険料率の改定
12. 20	○NTTの電話料金改定
12. 27	○住宅・都市整備公団の既存賃貸住宅家賃改定
7. 2. 21	東京都の地下鉄、乗合バス及び東京地区タクシーの運賃改定
6. 9	○大手民鉄14社及び営団地下鉄の運賃改定
12. 19	○10電力会社及び3大手ガス会社の料金改定
12. 22	○新たな国内旅客航空運賃制度について JR北海道、JR四国、JR九州の運賃改定
8. 3. 5	NTTの長距離通話料金改定、社会保険診療報酬の改定
3. 15	名古屋市の地下鉄の運賃改定
8. 23	京都市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
9. 1. 14	NTTの長距離通話料金改定
3. 10	○消費税率引上げ等に伴う主要な公共料金の改定
4. 25	東京都の地下鉄の運賃改定
6. 17	西日本鉄道(株)及び大阪市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
8. 12	横浜市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
11. 28	大手民鉄5社及び東京都内民営8社の乗合バス運賃改定
10. 1. 13	NTTの電話料金改定
1. 30	○10電力会社の料金改定
3. 10	社会保険診療報酬の改定
11. 1. 29	大阪ガス(株)の料金改定
2. 16	相模鉄道(株)の運賃改定
7. 16	神戸市地下鉄の運賃改定
12. 2. 8	介護報酬の設定
3. 17	社会保険診療報酬の改定
6. 20	NTT東西のプライスカップ設定
14. 3. 8	社会保険診療報酬の改定
3. 15	西武鉄道(株)の運賃改定
15. 6. 27	NTT東西のプライスカップ設定
17. 2. 22	大手民鉄3社の運賃改定
12. 5	京都市の地下鉄の運賃改定
18. 6. 28	NTT東西のプライスカップ設定
19. 10. 18	東京地区タクシーの上限運賃
21. 6. 19	NTT東西のプライスカップ設定
22. 3. 5	社会保険診療報酬の改定
22. 7. 16	JT製造たばこの小売定価の改定

(注) ○印は閣僚会議開催、無印は持ち回り開催を表す。

## 物価担当官制度の設置について

昭和 41 年 5 月 31 日  
閣 議 決 定  
昭和 61 年 6 月 24 日一部改正  
平成 10 年 12 月 15 日一部改正  
平成 12 年 12 月 26 日一部改正  
平成 16 年 4 月 9 日一部改正  
平成 21 年 8 月 25 日一部改正

消費者物価安定の重要性にかんがみ、各省庁所掌事務について物価安定の見地から所要の調整を行ない、物価政策の強力かつ円滑な推進をはかるため、次の措置を講ずる。

- 1 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省並びに金融庁において、当該省庁の所掌にかかる価格又は料金の決定および物価に重要な影響のある施策について、物価政策の観点から所要の調整の事務を担当する審議官クラスの物価担当官1名を指名する。

上記措置は、各省庁設置法による現行の定員の範囲内において行なう。

- 2 消費者庁に物価担当官会議を設置する。

(1) 物価担当官会議は、消費者庁長官を長とし、各省庁の物価担当官、内閣官房内閣審議官、内閣府関係政策統括官、公正取引委員会事務総長及び消費者庁次長をもつて構成する。

(2) 物価担当官会議は、必要のある場合、構成員以外の関係行政機関職員等に対して出席を求めることができる。

(3) 物価担当官会議には、必要に応じ、個別の価格安定対策の推進をはかるために部会を設けることができるものとする。

(4) 物価担当官会議の庶務は、消費者庁が行なう。

- 3 昭和35年9月30日付閣議了解による「消費者物価対策連絡協議会」は廃止する。

## 物価担当官会議 名簿

【議長】	消費者庁	消費者庁長官
	内閣官房	内閣審議官
	内閣府	大臣官房長
		政策統括官（経済財政運営担当）
		政策統括官（経済社会システム担当）
		政策統括官（経済財政分析担当）
	公正取引委員会	事務総長
	金融庁	総務企画局審議官（監督局担当）
	消費者庁	次長
	総務省	大臣官房長
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	大臣官房総括審議官
	厚生労働省	政策統括官（労働担当）
	農林水産省	大臣官房審議官（兼消費・安全局）
	経済産業省	大臣官房審議官（経済産業政策担当）
	国土交通省	総合政策局審議官

## 最近の物価担当官会議の開催状況

### (1) 物価政策一般

年月日	案 件
H10. 11. 27	年末年始における物価対策について
H11. 11. 26	年末年始における物価対策について
H15. 3. 24	当面の物価対策について（イラク問題対応）
H16. 10. 29	台風 23 号及び新潟県中越地震等に関する関係府省の取組について 公共料金分野における規制影響分析（R I A）の検討について
H17. 10. 14	公共料金分野における R I A ガイドライン中間報告について
H17. 12. 28	寒波・雪害に関する物価対策について
H18. 1. 13	寒波・雪害に関する物価対策について
H19. 12. 19	生活関連物資等の価格上昇への対策について 物価担当官会議申し合わせ
H20. 2. 8	原油価格、穀物等の原料価格の高騰に関連する物価対策
H20. 4. 25	生活関連物資等の価格の現状について 「物価担当官会議申し合わせ」（H19. 12. 19）の再確認
H20. 5. 16	石油製品の価格動向等について
H23. 3. 14	東北地方太平洋沖地震への対応について 物価担当官会議申し合わせ
H23. 4. 4	生活関連物資等の価格・需給にかかる各省庁の取組について
H23. 4. 28	生活関連物資等の価格・需給にかかる各省庁の取組について、 建設資材の価格・需給にかかる各省庁の取組について



## (2) 公共料金

年月日	案 件
H10. 1. 7	NTTの電話料金改定
1. 27	10 電力会社の料金改定
3. 3	社会保険診療報酬の改定
H11. 1. 25	大阪ガス㈱の料金改定
2. 4	相模鉄道㈱の運賃改定
7. 6	神戸市地下鉄の運賃改定
H12. 1. 31	介護報酬の設定
3. 10	社会保険診療報酬の改定
6. 8	NTT東西のプライスカップ設定
8. 7	公共料金における情報公開の推進について
H14. 3. 1	社会保険診療報酬の改定
3. 8	西武鉄道㈱の運賃改定
H15. 6. 20	NTT東西のプライスカップ設定
H17. 2. 15	大手民鉄3社の運賃改定
17. 11. 25	京都市地下鉄の運賃改定
H18. 6. 20	NTT東西のプライスカップ設定
H19. 10. 12	東京地区タクシーの上限運賃改定
H21. 6. 11	NTT東西のプライスカップ設定